

申告特集

所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
1	利子所得 公社債や預貯金の利子などによる所得	収入金額 = 利子所得の金額
2	配当所得 株式の配当や証券投資信託の収益分配などによる所得	収入金額 - 株式等の元本を取得するために要した負債の利子 = 配当所得の金額
3	不動産所得 土地や建物などの不動産の貸し付けによる所得	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
4	事業所得 農業、商工業などの事業から生ずる所得	収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
5	給与所得 給料、賞与などによる所得	収入金額 - 給与所得控除額 - 特定支出の額の合計額のうち給与所得控除額を超える部分の金額 = 給与所得の金額
6	退職所得 退職金、その他退職により一時に受ける給与などによる所得	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額
7	山林所得 山林の伐採または譲渡による所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額
8	譲渡所得 土地や建物、株式などその他の資産の譲渡による所得	収入金額 - 資産の取得費 - 資産の譲渡費用 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
9	一時所得 生命保険による一時金、損害保険による満期返戻金、賞金や懸賞当せん金などの所得	収入金額 - 収入を得るために支出した金額 - 特別控除額 = 一時所得の金額
10	雑所得 公的年金や原稿料、出演料、生命保険年金など上記の1～9にあてはまらない所得	次のとの合計額 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 を除く雑所得の収入金額 - 必要経費

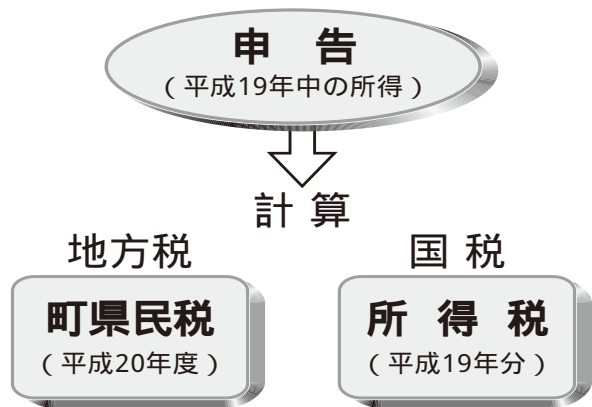
所得と収入は違います

個人の一年間の「収入」からその収入を得るために使った「必要経費」を引いて「所得」を計算します。

町県民税と所得税とは

町県民税（住民税）は阿久比町と愛知県に納める地方税で、町が税額を計算して法人や個人に通知し税金を徴収します。（平成20年度の住民税所得割の税額は平成19年中の所得金額が基準となります）

所得税は国税で、一年間の所得に対して、法人や個人が自ら税額を計算して、申告した税額を納付します。サラリーマンの場合、町県民税は毎月の給料から、所得税は毎月の給料とボーナスから源泉徴収されています。



自宅からインターネットを利用して申告ができます

e-Tax(イータックス)で確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告データは、そのまま電子申告できます。（電子申告には、公的個人認証サービスに基づく電子証明書などが必要です。）

また、確定申告期間中は24時間いつでも申告データの送信ができます。



インターネットの検索サイトから

イータックス

検索

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

主な税制度改正の要点

平成19年分から損害保険料控除が廃止され、新たに地震保険料控除が創設されました。経過措置として平成18年末までに結んだ長期損害保険契約に係る保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）については、従前の損害保険料が適用されます。（所得税・住民税）

税源移譲で所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

平成20年以降、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けるためには毎年申告が必要となります。平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を役場税務課住民税係へ提出してください。

住民税（平成19年度から）と所得税（平成19年分から）の定率減税が廃止されました。